



一般財団法人
日欧産業協力センター
EU-Japan Centre
for Industrial Cooperation



一般財団法人日欧産業協力センター レポート

欧州 デジタル政策 EU Policy Insights

Vol.4 2022年12月

〒108-0072
東京都港区白金1-27-6
白金高輪ステーションビル4階

TEL: 03-6408-0281
FAX: 03-6408-0283

E-MAIL :
eujp-info@eu-japan.or.jp

- 本資料は、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピック等、お寄せください。 eujp-info@eu-japan.or.jp

EU AI関連政策の動向

1. 序論

グリーン政策と並ぶEUの政策の柱であるデジタル政策は、EUが重視する価値観（基本的人権・民主主義・気候中立）を実現することに重きが置かれているが、AI政策もAI技術の発展に伴う人権侵害への懸念から2018年頃より急速に議論が進行した。AI技術の発展・利用において事業者や利用者に求めるべき内容を示す「AI倫理ガイドライン」、AI政策の基本的考え方を示した「AI白書」の公表を経て、2021年4月には世界初のAIに関する横断的な規律であるAI規則案を公表した。同法は、リスクベースアプローチを採用し、基本的人権の侵害リスクの高いと評価されるAIに対して厳しい事前規制を課している。さらに、このAI規則案と連動して、2022年9月にはAIやデジタル関連製品・サービスに起因する損害からの消費者保護を強化するための製造物責任指令改正案とAI責任指令案が公表された。同案では、AI関連製品・サービスで損害を被った原告を保護するため、訴訟における立証負担の軽減する特則等が設けられている。

また、EUでは、AIに特化した法案以外にもプラットフォーム関連規制においてもプラットフォーム事業者等がAIを利用したサービスを行う際に、その利用が消費者の自由な意思決定を歪めたり、差別を助長したりすることのないように一定の規律が設けられている。

本稿では、上記を中心にEUのAIに関する政策についての概要を解説しつつ、今後の展望や日本の産業界への影響を含む日EU関係についても言及する。

2. EUにおけるAI政策の位置付けとAI規則案公表に至るまでの経緯

(1) EUにおけるAI政策の位置付け

EUのデジタル政策は、欧州委員会が2020年2月に公表したEUのデジタル政策の基盤となる文書「Shaping Europe's Digital Future」が打ち出した3本柱（下記参照）からもわかるように単なるイノベーション促進・産業政策的側面のみならず、EUが重視する価値観（基本的人権・民主主義・気候中立）を実現することに重きが置かれている。また、新型コロナウイルス拡大に伴う経済危機や昨今の地政学上の問題を踏まえ、欧州では「戦略的自律」（Strategic Autonomy）という概念のもとに米国や中国（ロシアによるウクライナ侵攻後はロシアも含めて）といった大国に依存することなく欧州の価値観に沿った経済活動や政治的意意思決定を行える環境整備が加速している。

<Shaping Europe's Digital Futureにおける3本柱>

- ① 人々のためのテクノロジー (Technology that works for people)
- ② 公正で競争力あるデジタル経済 (A fair and competitive digital economy)
- ③ 開かれた民主的で持続可能な社会 (An open, domestic and sustainable society)

AI政策についても、同3本柱のうちの①の中で「信頼できるAIのための法的枠組み」と記載されており、EUが最も重視する人権の一つであるプライバシーや平等権等を確保することを前提にAI関連の産業競争力の向上を目指していると理解することができる。

(2) AI規則案公表に至るまでの経緯

上記の「Shaping Europe’s Digital Future」にもある通り、EUではAI政策を基本的人権や民主主義を確保する観点からどのような手段が必要かという文脈で議論してきており、「人間中心アプローチ」(“The Human Centric Approach”)と呼ばれている。このアプローチの下、2019年には、AI技術の発展・利用において事業者や利用者に求めるべき内容を示すため、「AI倫理ガイドライン」(“Guidance for Trustworthy AI”)を策定し、AI利活用にあたって考慮にいれるべき7つの原則(「人間による活動と監視(Human agency and oversight)」や「透明性」(Transparency))を示した。

これに続いて、EUは、AIについて規律する具体的な政策の方向性を示すAI白書を2020年4月に公表。同白書では、EUの今後の政策枠組みとして、AIの研究開発や利活用を促進するための政策(Ecosystem of Excellence)とAIの利活用により基本的人権が侵害されることのないようにその研究開発や利活用に一定の規制を行う政策(Ecosystem of Trust)に分類している。その上で、後者では、AI倫理ガイドラインを引用しつつ、瑕疵ある設計やバイアスあるデータに基づいたAIの利用が基本的人権に与えるリスクを指摘している。そして、白書は、当該AI製品・サービスが生命身体や基本的人権を損なうリスクに応じて規制の軽重を区別するリスクベースアプローチに基づいた規制の実施を提案している。この提案を踏まえて、白書公開から1年後、欧州委員会はAI規則案の策定・公表に至った。

【コラム：現行制度下における争訟事例について】

現行規制下においても既にAIに関連する製品・サービスが基本的人権等を損なうとして訴訟となっている例がEUでは数多く存在する。こうした例はGDPR違反や基本的人権の保障について定めた欧州人権条約を根拠にするものである。こうした現行の規律は、AIの発展を十分に配慮した規律になっていないことや規律内容が曖昧であることが指摘されており、基本的人権を実質的に保護するためのAIに特化した制度の議論が加速した。

■公的機関による利用が問題になった例

オランダ政府は、社会保障に関する給付や雇用・税金に関連して不正行為を行う可能性が高い個人を特定するために、行政が取得していた仕事・税務情報・犯罪歴・健康データ等の幅広い情報を利用して、各個人のリスク分析を行う「System Riscico Indicate」(SyRI)と呼ばれるシステムの運用を開始した。

このシステムを利用することは市民のプライバシー等の基本的人権の侵害につながるとして市民団体及び市民による訴え提起があり、ハーグ地方裁判所による判決では、同システムは対象者の私生活及び家庭生活の尊重についての権利(欧州人権条約8条1項)の侵害にあたるとの判断を下した(*1)。

■プラットフォーム事業者による利用が問題になった事例

フードデリバリーサービスのためのプラットフォームであるDeliverooは、配達員評価のために独自のAIシステムを利用。同システムでは、配達員に対して、キャンセル頻度や配達需要の高い時間帯への参加回数を踏まえて評価を行い、その評価に応じて仕事を割り当てる仕組みとなっていた。

このシステム下では、直前のキャンセルの理由を十分に考慮できないことから、正当な理由なく配達員を差別しているとしてイタリアで労働組合から訴訟が提起された。訴えに対してポローニャ地裁は、被告側がアルゴリズムの中核をなす具体的メカニズムの説明を拒否したことも踏まえて、不合理な差別があることを認めた(*2)。なお、本事例はその後にGDPR違反も当局により認められている(*3)。

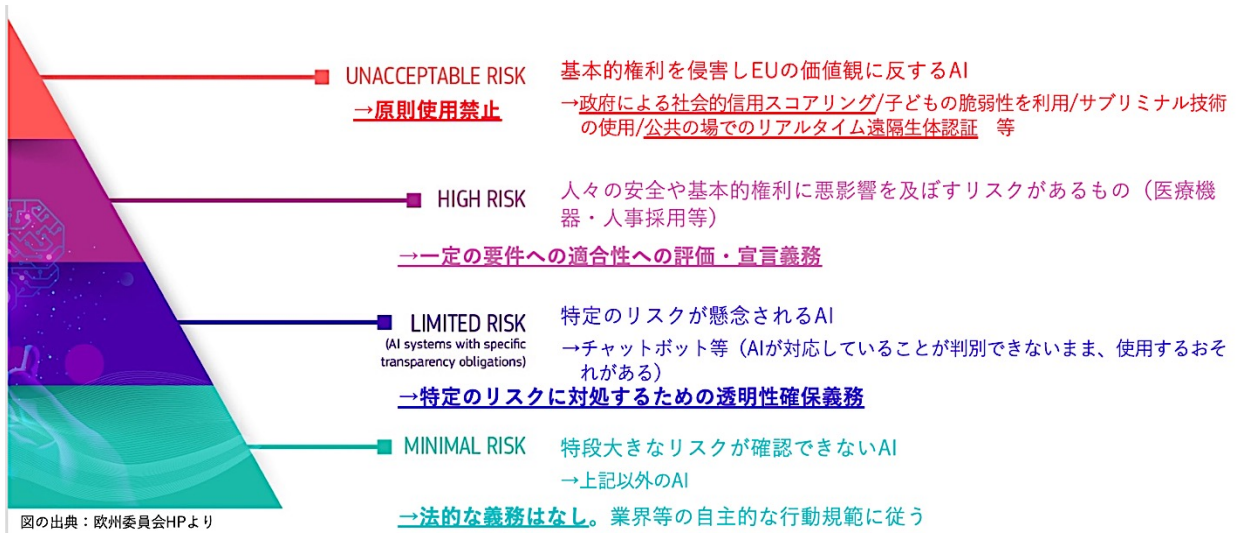
3. AI規則案の公表

(1) 規則案の内容について

(ア) リスクベースアプローチの採用

上述のようにAI倫理ガイドラインやAI白書での議論を踏まえて2021年4月に欧州委員会は世界に先駆けてAI関連製品やサービスへの横断的な規制枠組みとなるAI規則案を提案した。AI白書で提案されていたリスクベースアプローチを採用し、利活用されるAIシステムのリスクを用途・目的等に照らして4類型（許容できないリスク・ハイリスク・限定的リスク・最小リスク）に分類した上でそれぞれのリスクに応じた要件・規制を導入している。

【図1：規則案における規制対象AIの分類とその法的効果】



(イ) 許容できないリスク

規則案は、リスクベースアプローチの結果として、特に基本的人権に対する脅威が明白である以下のAIシステムを「許容できないリスク」があるAI (unacceptable AI) として、その使用を原則禁止としている（規則案5条1項）。この許容できないリスクを含むAIとして規則案は以下を提示する。このうち、特に議論になっているのが遠隔生体認証技術に関してであり、現在でもその禁止の範囲についての議論がEU内で続いている（詳細は後述）。

<許容できないリスクAIの類型>

- ①個人の行動・意思決定を歪ませるために
 - 1) サプリミナル作用を通じて潜在意識に働きかけるAI
 - 2) 児童や障害者等の脆弱性につけこむAI
- ②公的機関によるソーシャルスコアリング
- ③法執行を目的とした公共の場でのAIを活用した即時監視のための遠隔生体認証技術の使用

※ただし、③は以下のいずれかの場合には、当該遠隔生体認証技術の使用目的に沿って適合性評価を実施し、技術文書を取得していることを前提に司法機関からの認可等があることを条件として例外的に使用可能となる

 - a) 行方不明の子供を含む特定の潜在的な犯罪被害者を対象とした検索
 - b) テロ攻撃の差し迫った脅威への対応
 - c) 重大犯罪の加害者の検知と特定

(ウ) ハイリスクAI

規則案では、市民の生活の重要な局面に介入しうる(*4) AIシステムを規則案では「ハイリスク」に該当するとした。ハイリスクに該当するAIシステムは、規則案で列挙されており広範なAI製品がカバーされる見込み。

＜ハイリスクAIの例＞

1) 製品安全規制の対象であり第三者適合性評価必要な製品の安全要素に使われるAI機械、玩具、リフト、無線機器および通信端末機器、圧力機器、旅客用ロープウェイ設備、ガス燃焼機器、医療機器、体外診断用医療機器 等

2) 欧州委員会が別途指定するAIシステム

遠隔生体認証、市民の生命と健康を危険にさらす可能性のある重要インフラ（輸送など）、教育へのアクセスや人生の専門的な進路を決定する可能性のある教育・職業訓練（例：入学試験の採点など）、労働者管理（例：採用手続きのための履歴書ソートを行うソフトウェアなど）、- 民間および公共の重要なサービス（例：クレジットスコアリングによって市民がローンを組む機会が失われるなど）等

このAIシステムに該当すると、AI倫理ガイドラインで要求されていた事項を具体化した以下のような要件を満たさなければ使用が認められない。

【表1】ハイリスクAIが備える要件（筆者作成）

項目	概要
リスクマネジメント	「リスク管理システム」の作成・実施・文書化・保存。
データとガバナンス	規則案が規定する品質基準（関連性・代表性・完全性等）を満たすトレーニング、検証、テストデータセットに基づいてAIシステムを開発すること
文書化と記録保持	「技術文書」の作成・保存。自動ログ記録機能を備えていること。
透明性と情報提供	AIシステムの動作の透明性確保、AIシステムの使用説明書(連絡先、使用目的、能力及び性能の限界、人間監督の情報、寿命・更新等)の添付
人間の監視	使用中、人間が監督できるインターフェイスの設計。
堅牢性・正確性・安全性	適切な精度・堅牢性・サイバーセキュリティを確保した設計（バックアップ又はフェイルセーフを含む技術的冗長性の確保等）

上記要求事項を満たしていることについて、ハイリスクAIを提供する事業者（「プロバイダー」）は、自らが提供するAIシステムについて適合性評価（一部の製品は第三者認証も必要）を実施した上で、技術文書の作成や「市販後モニタリングシステム」の確立（使用者又は他のルートから提供される関連データの収集・分析し、当該AIシステムが市販後も継続的に要求事項を満たしているか確認できる体制整備）、CEマーク（EUにおける基準適合を示すマーク）の添付等が求められる。

また、当該AIシステムの輸入者と利用者に対しても一定の義務が本規則では定められている。利用者に対しては、例えば当該AIシステムをプロバイダーが作成した指示書に基づいて適切に利用することやインプットデータが使用目的にあった適切なものであることが求められる。

(工) 特定のリスクが懸念されるAI・特段大きなリスクが確認できないAI等

上記類型が本規則案の規律の中心だが、それ以外にも一般的にはリスクは高くないが、特定の場合には個人の権利侵害のリスクが高まるAIも提示されている。例えばチャットボットのようにAIが対応していることが判別できないまま使用されるおそれがあるAIに対しては、当該製品・サービスはAIを利用しているを利用者が認識できるよう透明性確保義務を定めている。

他方で、上記3つの類型いずれにも該当しない大きなリスクが確認できないAIについては特段の規律は存在せず業界の自主的な行動規範に従う。

(2) 論点と最新の議論

本規則案は現時点（2022年12月時点）では、欧州議会・理事会でそれぞれ修正案の議論が進行中である。その横断的な規則内容からさまざまな点が論点になり、特に基本的人権の確保にプライオリティを置く欧州議会ではより厳しい規制を入れるべきという意見が様々な規定のところで論点になっている。

とりわけ大きな論点になっているのが顔認証を含む遠隔生体認証の扱いである。規則案では、公的機関による遠隔生体認証技術の利用を原則禁止としつつ、それ以外の場合ではハイレベルAIに該当するとしている。しかしながら、公共の場での顔認証技術の利用が捜査機関等により濫用されるリスクを懸念するNGO・市民社会の意見を重視する欧州議会ではより広範な全面的な利用禁止も提案されている。公的機関でのAI利用の重要性を主張する加盟国や遠隔生体認証技術を開発・利用する産業界からはこうした動きは懸念が特に示されている論点であり、今後の動向が注目される。

4. AIと製造物責任（製造物責任指令の改正案及びAI責任指令案）

(1) 改正案公表の背景

AI規則案に続いて、欧州委員会は2022年9月に製造物責任指令の改正案及びAI責任指令案を公表した。両指令案は、AIの利活用を含むデジタル化やサーキュラーエコノミーが域内の経済活動のあり方に大きな変化を与え、消費者保護や（製造物責任に関する）企業の予測可能性の確保が不十分になっていることを踏まえて、この変化に対応することを目的としている。加えて、AIに関しては、AIが介入することで過失の有無や過失と損害の間の因果関係の立証がより困難になることが懸念されるところ、AIの介入の有無で被害救済の有無が異なる帰結になることは、AIを使用する製品・サービスへの信頼が低下する可能性があるとして指摘している。その観点からAI関連製品の不法行為責任について消費者の立証負担軽減のための規律案を提案している。

なお、今回提案されている製造物責任指令の改正案及びAI責任指令案は共に（域内に直接効力を発揮する「規則」ではなく、加盟国に立法を義務付ける）「指令」案である。これは、契約外の民事責任（不法行為責任）の規律が各加盟国によって立法されていることを前提に、これらがAIやデジタル化の発展に伴い域内で不整合な状況に陥ることの防止（規律のハーモナイゼーション）が目的の一つといえる。

(2) 概要

(ア) 製造物責任（PL）指令案の改正

製造物責任指令がEUで成立したのは1985年である。現在では、デジタル化の発展等で成立当時とは技術の進展等に大きな状況の変化があることを踏まえ、消費者が依然として高い保護を受けられるように規律の明確化や修正が図られている。

主要な改正項目の例として以下のようなものが挙げられる。

1) 指令の対象（「製造物」の定義）の拡大

現行指令では、無体物が同定義に含まれるかは不明確であったが、改正指令案では、「デジタル製造ファイル及びソフトウェア」がこれに該当することが明確に規定された（改正指令案4条1号）（*5）。

2) 救済対象となる損害の範囲の拡大

改正指令案では、PL指令がカバーする損害の範囲を以下のように定義している（改正指令案4条6号）。

- ①精神的健康に対する医学的に認められた害を含む死亡または人身傷害
- ②財産的損害
- ③使用目的が業務上の目的のみではないデータの損失または破損

近年問題となっている消費者被害や有形の被害に限定されず、プライバシー侵害といった無形侵害が増加していることを意識し「精神的健康」についての言及がなされた他、サイバーインシデントによるデータの損失自体が財産上の損害になりうること明示したものである。

3) 被害者の立証活動の負担軽減のための規定

本改正の主な目的である、複雑なバリューチェーンを有するデジタル関連製品やサービスに起因する損害の被害者救済の実効性確保のため、改正指令案では、被害者の立証負担を軽減するための規定を設けている

一つは、証拠開示制度の新設である。これにより、一定の要件（原告が請求の妥当性を支持するために十分な事実・証拠を提出する等）場合には、原告の申し立てに基づいて、裁判所は関連する証拠の提出を命じることが可能になる（改正指令案8条1項）

また、改正指令案は推定規定を設けており、一定の場合には損害賠償に必要な要件事実である製造物の「欠陥」や欠陥と損害の間の「因果関係」の存在が推定される（改正指令案8条1項）。

このうち、欠陥の推定要件としては、①被告の証拠開示義務違反②原告が当該製造物がEU域内の安全性要件に関連する規律に違反していたことを立証③原告が、当該損害が製造物の通常の使用における製品の明白な故障に起因することの立証が求められる（改正指令案9条2項）。他方で、因果関係が推定されるための要件としては、「製造物に欠陥があり、当該欠陥と損害が典型的に整合的であること」が挙げられる（改正指令案9条3項）。さらに、立証が過度に困難な場合に欠陥・因果関係が推定される場合もある（改正指令案9条4項）

（イ）AI責任指令案

本指令案は、AIアウトプット（及びアウトプットの失敗）に基づく損害について民事上の過失責任を問うための規律である（指令案前文(15)）。上述の製造物責任指令の改正案でカバーされない過失責任の規律について、AI規則案を踏まえつつ、各国でAIに起因する損害の救済のあり方に齟齬が生じないようにすることを目的としている。

本指令案の特徴は、製造物責任指令案同様に証拠開示制度（指令案3条1項。AI規則案の「ハイリスクAI」を対象）を設けていることに加えて、因果関係の推定規定を置いていることである。通常不法行為責任では、原告（被害者）が損害と過失の間にある因果関係を立証する必要があるが、複雑な技術を含むAIシステムが介入する場合には、当該AIに関する知見・情報の乏しい被害者にとって立証が困難な結果として被害者救済が不十分であると指摘されていた。そこで、本指令案の一定の要件を満たす場合には、因果関係の存在を推定することで原告の立証活動の負担軽減を図っている（指令案4条1項。ただし、被告は推定された事実について反証可能）

具体的には、以下の3要件を原告が立証した場合には、因果関係が推定されるとした。

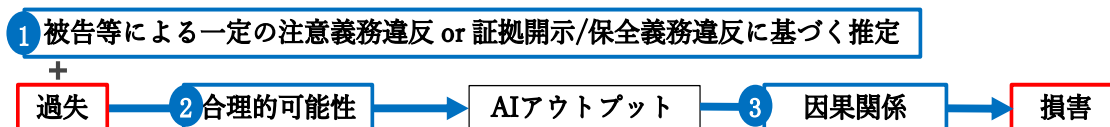
- ① 生じた損害を保護することを目的とするEU法又は国内法規に定められた注意義務の不履行 or 被告による証拠開示/保全義務違反
- ② 被告の過失がAIシステムの生成したアウトプット（又はアウトプットの不発生）に影響を与えたと合理的と考えられること
- ③ 当該アウトプット（又はアウトプットの不発生）により損害が生じているとき

【図2】 AI責任指令案による因果関係の推定のイメージ（筆者作成）

通常の不法行為責任の規律において原告側に立証責任が帰属する要件事実（赤囲み）



AI責任指令案において、損害と過失の間の因果関係の推定のための要件（青囲み）



上記のうち①の注意義務違反は、1)AI規則案におけるハイリスクAIについて、当該AIの提供・利用にあたって同規則案に基づいて遵守が求められる規律のうちの一定の義務違反がある場合がこれに該当する（指令案4条2項・3項）。例えば、提供者でいえば、リスクマネジメントやデータとガバナンスに関する義務違反がこれに該当する。

また、ハイリスクAI以外についても、原告による因果関係の立証が著しく困難であると裁判所が認めた場合には因果関係が推定される（指令案4条5項）

5. AIに関する透明性確保を求めるその他の規律（一例）

上記の通り、AIに関してはAI規則案やAI責任指令案による規制の導入が注目を集めるが、これ以外にもAIの利活用、特に透明性確保のための規律が存在する。

(1) 欧州一般データ保護規則（GDPR）

既存の規律では欧州一般データ保護規則（GDPR）が代表的な例である。個人データ保護を目的とするGDPRは、AIのアウトプット生成の前提となるデータの取得の際に遵守が求められることになる。特に、取得した個人データを使用して行うプロファイリング

（GDPR4条4号参照）を含む「自動化された意思決定」については特別な規定を設けている（同22条）。

同条は、「①もっぱら自動化された取扱いに基づいた決定」により②当該データ主体に対して「法的効果を生じさせる、又は、当該データ主体に対して同様の影響を及ぼす」場合には、当該行為は原則として禁止（同22条1項）となりつつ、データ主体の明示的な同意がある場合（同2項(c)）には例外的に認められるとしている。また、例外的に認められる場合でも、当該行為を行うデータ処理者はデータ主体の権利利益を保護するために判断過程に人間の関与を求める権利を確保したり、データ主体がその判断結果を争うことを可能とするような保護措置を処理者側で備えなければならない（同3項）。

本規定は、機械学習技術の高度化・複雑化や大量の個人データの利用に伴い個人の基本的人権を損なう意思決定がAIを用いて行われることを防ぐための規定として重要視されており、当局による適用事例や判例も蓄積されつつある。

(2) プラットフォーム規制 (デジタル・サービス法)

デジタルプラットフォームについて、消費者保護の観点から一定の規制を設けるデジタル・サービス法 (DSA) でもAIを利用する場合を念頭に透明性等の義務を事業者に課す規定がおかれている (同法の詳細は (2022年5月欧州デジタル政策vol.2参照))。ソーシャルネットワーク等のプラットフォーム事業者をはじめとするオンライン上の仲介事業者は、ユーザーの個人情報を大量に取得し、その情報をAIを用いて利活用することでユーザーの意思決定に大きな影響を与えている。こうした行動がユーザーの基本的人権の侵害や差別の助長につながることを防ぐために、事業者に一定の透明性確保義務を課している。例えば、レコメンダーシステムに関する義務 (主たるパラメータの提示、プロファイリングに基づかない方法を含む一定の代替的システムをユーザーが利用可能にしておく等)、オンライン広告の透明性確保義務・一部のターゲティング広告の禁止義務が課せられている場合があり、これらはAIを利用して大量の個人情報を処理していることを念頭においた規定である。

AIの利活用との関係では、GDPRやAI規則案を補完し、プラットフォーム事業者のAI規制に対して特に厳しく規律する制度といえる。

6. 今後の展望・日本への影響

以上のように、EUでは、AIに関する問題についての横断的な規制案が世界に先んじて進んでいる。こうした動きは、EU域内にとどまらず米EU間でも活発になりつつある。2021年に米EU間で立ち上げられた貿易技術評議会 (Trade Tec Council) においては、第3回会合の後に「AIロードマップ」を作成し、信頼できるAIの評価方法についての議論を行っていくと公表した (*6)。このようにEU以外も巻き込んでAIに関する規律は発展していく可能性があり、その先駆者的存在であるEU域内での議論は注視が必要である。

日EU間では、2022年5月の日EU首脳会談において両国間でのデジタル分野での協力を推進するための枠組みとして「日EUデジタル・パートナーシップ」が立ち上げられた。この枠組みの重点分野の一つとしてAIが掲げられており、「信頼でき責任あるAI」の促進に向けた協力等をする旨を合意している (*7)。日本は、EUのように法的拘束力ある規制によりAIを規律するのではなく、いわゆる「ソフトローアプローチ」を採用しており、ガイドライン等を活用しながら (信頼できるAIを推進するための) 企業の自主的取り組みを支援することを志向する。2021年7月に経済産業省が公表した「我が国のAIガバナンスの在り方 ver. 1.1」でも「AI原則の尊重とイノベーション促進の両立の観点から、AI原則を尊重しようとする企業を支援するソフトローを中心としたガバナンスが望ましい」としている (*8)。このように日EU間でアプローチは違えど、リスクベースアプローチをとるべきといった基本的方向性では一致していることから、AI規則案で求められている内容について、EUの域外でも遵守が実質的に必要になるケースも想定される。

EU自身も本規則案の内容がグローバルスタンダードとなるように標準分野で積極的な動きを見せている。例えば、欧州の標準化機関である欧州標準化委員会 (European Committee for Standardization) と欧州電気標準委員会 (European Committee for Electrotechnical Standardization) が共同でAIに関する技術委員会を設立している (*9)。こうした場での議論を経て、実際にAI規則案に提案されているような規律がどのように個別の製品・サービスの標準へと落とし込まれるかはAIに関連する製品・サービスの設計に大きな影響を及ぼすことから日本の産業界も注視することが必要である。

欧州デジタル政策

EU Policy Insights Vol.4

注

(*1) 詳細は District Court of the Hague, 6 March 2020, ECLI:NL:RBDHA:2020:865 英語版は以下から入手可能

<https://uitspraken.rechtspraak.nl/inziendocument?id=ECLI:NL:RBDHA:2020:1878>

(*2) 詳細はTribunale Ordinario di Bologna — Sezione Lavoro, N. R.G. 2949/2019,

<https://www.bollettinoadapt.it/wp-content/uploads/2021/01/Ordinanza-Bologna.pdf>

(*3) Garante, Ordinanza ingiunzione nei confronti di Deliveroo Italy s.r.l. — 22 luglio 2021

(*4) European Commission “Speech by Executive Vice-President Vestager at the press conference on fostering a European approach to Artificial Intelligence” April 2021,

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_21_1866

(*5) デジタル製造ファイルは、ドリル、旋盤、3Dプリンターなどの機械や工具を自動制御することを通じて、有体物の製造に必要な機能的情報を有するものを指す（同4条2号、前文(14)項）なお、ソフトウェアのソースコードは単なる情報であるため、「製造物」には該当しない（同前文(12)項）

(*6) European Commission “EU-US Trade and Technology Council”

https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/stronger-europe-world/eu-us-trade-and-technology-council_en

(*7) 経済産業省プレスリリース（2022年5月12日）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/05/20220512005/20220512005.html>

(*8) 経済産業省「我が国の AI ガバナンスの在り方 ver. 1.1」33頁

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20210709_1.pdf

(*9) CEN and CENELEC “CEN and CENELEC launched a new Joint TC on Artificial Intelligence” 3 March 2021 [https://www.cencenelec.eu/news-and-](https://www.cencenelec.eu/news-and-events/news/2021/briefnews/2021-03-03-new-joint-tc-on-artificial-intelligence/)

[events/news/2021/briefnews/2021-03-03-new-joint-tc-on-artificial-intelligence/](https://www.cencenelec.eu/news-and-events/news/2021/briefnews/2021-03-03-new-joint-tc-on-artificial-intelligence/)